

近代日蓮主義の思想と行動

— 大正末〜昭和前期における日蓮宗の動向 —

石 川 康 明

1、「大師号」の宣下

大正十一年（一九二二）九月十一日、日蓮門下各派管長および日蓮聖人崇敬者十一名は、鎌田文部大臣を通じて宮内大臣牧野伸顕に日蓮聖人への大師号降賜を請願した。①

提出された請願書は、聖人一代の主張と経歴を要約し、大師号降賜を請願する理由を記述したものである。このなかで特に注目される論点は、①聖人は、慈仁深厚の聖者であるとともに国民善導の先覚者であり、「熱誠ナル勤王愛國ノ国土」であること、②聖人は、法華一実の正法を宣布すると同時に、「神濡仏三道ノ融合」を期し、「立正ノ主張ノ勤王ノ大義ヲ絶叫」したにもかかわらず、未だ追賞の恩典に浴していないこと、③「人心ノ向上ヲ促シ思想ノ健

全ヲ期スル」べき国状にある現在、思想界の先覚者であり勤王の国土である聖人の徳を表旌すれば、崇敬者の欣喜する所ばかりでなく、「国民警醒ノ上」に多大の効果があること、等の点である。④は忠君愛国者としての聖人像を示したものであり、本多日生師の主張する神道国教下における三教融和主義が基礎となっている⑤は天皇を頂点とする国家神道体制下における法国冥合の実行者として聖人を描き出そうとしたものである。⑥においては、国民に対する思想善導上の効果から、その先覚者たる聖人を天皇制権力によって保障し、国民警醒に役立てることを要請したものと見える。蓮門各派は、これらの点に大師号降賜の時代的必然性を求めたのである。

同年十月十日、宮内省は本多日生顯本法華宗管長に大師

号宣下を通達、同月十三日公式に大師号が宣下され、蓮門及び崇敬者は築地水交社にて奉戴式を挙行した。これによって蓮門各派は、晴れて「立正大師」門下の各教団となつたわけである。各派を代表して本多日生管長は、「大師号宣下欽戴疏」^⑤を捧読したが、この中で大師号宣下は、日本国家が法華経を公認した最初の接触であり、八紘一宇、養正の皇沢、神謨と立正との冥合が成立したのであり、この好縁を序とし、さらに祖道を光闡し、皇猷を翼賛して法皇冥合の完成に努めねばならない、と力説した。「天子ノ声ヨリ出」た大師号宣下の皇恩に至誠報國をささげる天皇制奉答の体制がここに形成されるにいたつた。法華経—宗祖—蓮門各派という仏教的相承關係に代置されたものが、「天皇—立正大師—立正大師門下各派」という天皇制ヒエラルヒーであつた。すなわち、天皇制下における日蓮教団の「臣民権」を獲得した第一歩が、この大師号宣下であつたといえよう。それを基礎づけたものが、第一に、聖人を忠君愛國者にしたて上げ、立正安國論の大意を「正法ヲ興立シテ國家ノ泰平ヲ斯シ殊ニ國體ヲ尊崇シ、勤王ノ大義ヲ力説ス」^⑥と、記述したような国体宗字形成への姿勢であつた。法華経と国體との合体を示す法皇冥合論の強調もまた天皇制に奉仕し、思想善導に参画する蓮門の提出した教義

的論拠であつた。こうした見解を「天皇制日蓮主義」と規定しようと考えた。大師号宣下は、天皇制日蓮主義の現証に他ならなかつた。田中智字が、「大聖人の精神的称呼に對して、朝廷が國家を代表して、茲に分明に裏書されたのが此の立正大師号宣下であると解して可いと思ひます」^④と述べたことは、天皇制との結合とその保護を求めた蓮門の期待を示したものと見える。日蓮宗も、「至尊陛下の深き思召に出でたるに至つては、門下教徒はひたすら、大御心を体して、益々大聖人の眞精神を發揚することに努めねばならない」^⑤と述べ、天皇の聖旨にこたえる宗門活動の發揮を促している。当時作られた「勅諭立正大師奉讚歌」^⑥の次の一節もまた天皇制讚美を奏するものであつた。

—長きかなや天皇の

宣らしたまえる大み号を

千代に八千代に君が代の

瑞徴としていざさらば

萬年までも讚へてむ

ああ吾が聖祖わが大師—

第二に大師号の請願を、蓮門九派（日蓮宗・日蓮正宗・顕本法華宗・本門宗・本門法華宗・法華宗・本妙法華宗・日蓮宗不受不施派・同講門派）が、合同して行つた点であ

る。大師号宣下によって、「立正大師門下」が成立したことは、とりもなおさず日蓮門下教団の統合に大きな契機となったことを意味する。「各派ノ融合ヲ念トシ僧俗ノ異体同心ヲ重ン」^⑧ ずることは、立正安国の表現はもとより聖旨奉答、国民善導の上からも前提でなければならなかった。門下統合運動は、大正三年の教団統合会議^⑨ から促進の気運が高まり、大師号宣下、勅額拝戴を経て、昭和十六年の三派合同に帰結する。大師号宣下は、その第一段階であった。大師号宣下の旗頭であった本多日生師が、同時に門下統合運動の推進役であった点は、その意味では必然的であった。佐藤鉄太郎海軍中将も、大師号が「各派が一つになった所に下された」点を強調し、「願くは今日九派の上になされた『立正大師』という事をお忘れなく……何処までも歩調を共にして倍々御奮闘あらん事を御上人様方に特にお願ひ申し上げます」^⑩ と述べている。これは、大師号請願に名を列ねた聖人崇敬者の見解を代弁したのみならず蓮門統合運動の中から発言されたものといえるだろう。

しかし、蓮門各派の分立は種々な要因を持ちつつ、一致勝劣に見られる如く基本的には教義信仰上の対立と抗争を内在していた。それにもかかわらず、仏教的權威に裏打ちされた異体同心の道を進むのではなく、大師号宣下という

天皇制の權威を背景とした公認化の動きによって、統合を押し進めようとした点を見すこすことはできないであろう。他宗派に比して、未だ「追賞ノ典」に接していないという蓮門の嘆きが、急速に天皇制との結びつきを求めたいえるかも知れない。しかし、この点も他宗派に対して遅れをとっている天勅¹¹ 臣民權獲得への理由付以外のものではない。仏の權威ではなく、天皇制の權威（天皇は「現人神」だから、「神」的權威といえる）にもとづく門下の統合化が、この時期に展開された事實は、これ以後昭和前期の日蓮教団が天皇制日蓮主義を主流とする奉答教団として形成された契機となったという意味でも看取しがたい所である。

こうした天皇讚美の教団づくりは、もとより宗祖の精神とはかけ離れた国主法、従の立場に他ならない。この矛盾を冥合するために持ち出されたのが、法華経と国体との一体化論であり、及び「忠君愛国者日蓮」と規定する、擬装された聖人像の形成であり、同時に思想善導上の効果という国家的要請であった。

第三に、大師号宣下と、思想善導政策との関連である。拝戴式において、加藤高明は朝廷が「今日斯くの如く多数の我が国民に対して大いなる感化力を持つ所の日蓮聖人の

功積」^⑩を認識した事はまことに結構な事だと発言した。さらに本多日生管長が宣下書を拝受した際宮内大臣が、天皇の「思召」を述べた内容を披露しているが、それによれば宮内大臣は次のように述べたという。

「最も大事な点は日本の現状思想界のこの状態に対してどうしても是れは健全な思想殊ニ鞏固なる宗教の信念よりして善導しなければならぬという御思召から出でた事である。自分が奏請した趣意もそこに在るが、其の趣旨に於て御裁可を受けたのである」^⑪

なぜ大師号が宣下されたか、という根本的な理由を、宮内大臣は正直かつ明確に吐露したといえるであろう。それは、宗祖の法華経弘通における不惜身命の実践を評価したことによって宣下されたものではなかった。何よりも思想善導の上から「国民に感化力」を持つ蓮門を利用していく天皇制権力の政策実行における具体策の一つにすぎなかったといえる。大師号とは、「所謂思想界の戦に進軍する人の旗幟」^⑫以外の何物でもなかった。「不健全な悪思想」^⑬反国体の思想との闘争に蓮門をふり向ける意図を如実に示したものと考えられる。しかもこの点は天皇制権力の一方的利用だけではなく、蓮門としても進んでその任務を担おうとしたことは、先きの請願書にみる如く「思想ノ健全」

を図る上に多大の効果を持つと記している事からも知り得る。大師号奉戴の日に磯野日蓮宗管長は諭達を告示し、「国体ノ擁護社会ノ指導ニ励ミ以テ皇化ヲ翼賛シ聖恩ニ奉答セサル可カラス」^⑭と述べている。これも天皇制権力の期待にいち早く応えようとする意志表示であったと解される。さらに翌大正十二年（一九三二）、国民精神作興詔書が出されると、宗門は進んでこれに応じ磯野管長名で「宣誓」を告示した^⑮。この宣誓は天皇の聖旨を奉戴して「浮華放縱」「輕佻詭激」を正す、と述べつつ次の綱領をあげている。

一、立正安国ノ祖猷ニ基キ醇、厚、中、正ノ美風ヲ顕彰スルコト

二、不惜身命ノ聖蹤ニ則リ質、実、剛、健ノ志氣ヲ作興スルコト

三、異体同心ノ慈訓ヲ体シ博、愛、共、存ノ徳性ヲ涵養スルコト

この三条において、立正安国、不惜身命、異体同心を掲げていること自体は問題はない。重要なものは(1)祖訓が国民精神作興を實行する場合の直接的な原理とされていることである。即ち祖訓は名のみであって、その実は国体護持、君民一体、一億兆一心義勇奉公、忠君愛國の美風と志氣と

徳性（＝国民思想善導）にあったのである。(2)しかもこの精神を作興するに当っては、民主主義、自由主義、社会主義及びその運動は、一切「浮華放縱」の徒による「不健全」な思想「輕佻詭激」思想と断定され、排撃されるべきものとされた。(3)これらの観点に立った宗門が宣誓した対象は仏祖ではなく、天皇であった、という意味で国家権力と宗門との結びつき及び宗門の皇恩奉答体質を明らかにするものであったと思われる。

いわゆる思想善導政策が提唱された背景には、第一次世界大戦後の政治的、経済的危機があった。朝鮮・中国では日本の「特権的地位」に対する抵抗は拡大していたし、国内でも米騒動が勃発し、その三六府県に及ぶ蜂起は組織的な労働争議、小作争議へと発展していた。大正八年には、労働者、知識人、学生は普通選挙権を要求した。美濃部達吉の天皇機関説や吉野作造の民本主義などいわゆる大正デモクラシーがこれらの動きを支えた。米騒動によって出現した原敬内閣は、平民宰相の看板を一早く降して、民主主義を「過激思想」として普選に反対した。元老山県有朋は「浮華」「安逸」の人心と無産階級の蜂起とが「君主制や軍国主義に好ましくならぬ風潮」を作りだし、国家を滅亡させるに至ることを恐れた。「過激社会運動取締法案」「労

働組合法案」「小作争議調停法案」の提出は、この恐れを未然に防ごうとするものであった。政府は、法律の制定を意図するだけでなく、国体に国民の思想を固く結びつけておく必要を痛感していた。それには、ある程度国民大衆の要求を吸収しながら、国体順守の政策を実行することが当面の急務であった。加藤高明（憲政会総裁）が、「国民思想の利導」と「階級利害の調和」の上から、むしろ普選の実現を主張したのもこの頃であった。大正十三年に加藤は護憲三派の勝利にともない首相となり、普選の実施と治安維持法を制定した。大師号拝戴式において加藤高明が「国民への感化力」の上から朝廷による大師号宣下の意義を認め、さらに宮内大臣が大師号宣下の主たる理由が「善導」にあるという「御思召」によると述べたのも、加藤らの国民思想の利導及び階級調和を中心とするこうした善導政策にもとずいた発言であった。加藤はそのために大師号宣下を媒介とすることにより、国民思想の利導に活用しようとした。これが加藤の「感化力」を期待した理由であった。

以上、法国冥合、国体順守、皇恩奉答の「立正大師門下」の成立、国体的法華経説、勤王の宗祖像の形成、そしてこれを基礎とする国民の思想善導への利用等の点を背景にしながら、大師号の下賜がなされたと考えられる。しか

し、大師号下賜を要請する動きに対して若干の異論があった点を指摘しておかねばならない。それは、民衆仏教の元祖である聖人に大師号を奏請することは、聖人を貴族化させるものであり、宗祖の本意に背く行爲である、という点を主張したものであった。だが、天皇の「思召」に感奮する宗門からは、「方今民主主義の旺盛なるを觀て、忽ち我宗は平民的宗教なり何を苦んで大師号を奏請するかなど云々するのは、余りに曲学阿世の甚しきものと言わねばならぬ」と断定され、「非論理極まる愚論」「大間違の骨頂」とまで非難された。^⑤この信仰教義上の対立がみられた事實は無視できない。しかも教義上だけでなく、民主主義を認める宗門人からの平民的宗教という領解を、天皇制宗教を奉ずる宗門が押しつぶした意味をもっている。思想善導が民主主義否定を掲げていたことを考え合せば、宗門が大師号の奏請過程で既に宗内の思想善導を図り、大師号宣下を推進した事実を知ることができよう。今日、平民的宗教の観点から大師号奏請に異論を賜えた人々よりも、これを促進した天皇制日蓮主義者こそ「非論理極まる愚論」を主張したものであることは明らかである。

(註)

- ①「立正大師奉戴記事」一〇五頁(本多日生上人顕彰会)所収。
②同右二四頁「立正大師門下各宗管長代表」と記されている。

③同右一八頁。立正大師選号の解説
④同右三一頁。

⑤「勅諭立正大師」(日蓮宗々院発行)一五頁。

⑥同右。奉讃歌第參節。ちなみに聖誕七百年記念「聖祖讚仰歌」第參節は、「妙の浦わの元より、七百八十年の後までも、猿の高嶺の御教は、大和ざくらに耀ひて衆生をしぞ救ふらむ、ああ吾が教主わが聖人」という歌詞である(「日蓮宗の宗旨」大正十年二月七日発行)。奉讃歌はこの讚仰歌の翌年にできたものであり、また歌詞の構成も類似している。だが歌詞の内容に関して著しく天皇讚美の面が強調されているのに注目したい。

⑦「立正大師号奉戴記事」四〇頁。

⑧教団統合準備委員会が管長会議申合せ事項より七教団により組織され、大正三年十一月二十四日、盟約書を草し、統合事務調査方針を打出している(「法華」二の一)

⑨「立正大師奉戴記事」三九〇四〇頁

⑩同右。二四〇二七頁

⑪同右。三三〇三八頁

⑫同右。三六頁。本多管長の報告

⑬「勅諭立正大師」

⑭大正十二年十二月二十二日付。関東大震災直後の「天警困難ノ大事」に善処するため、聖旨奉戴式を舉行し、この三条にわたる綱領を決めた(清水竜山「立正安国論講義」附録五頁)

⑮「勅諭立正大師」一三〇一五頁。

2、「久遠の王道」論

大正十五年（一九二六）十二月、大正天皇が逝去し、摂政宮裕仁親王が踐祚、年号を昭和と改元した。そして昭和三年（一九二八）十一月十日、今上天皇の即位礼が挙行された。巷では未曾有の金融恐慌が吹きあられ、労働運動、農民運動が熾烈となっていた。

宗門は、この大礼を奉祝し、「神聖ナル皇國ノ吉典」①を慶賀した。これを通じて法國冥合の実現を期待した。十月々十二月にかけて大礼奉祝布教が全国的にくりひろげられた。祖伝画『神宮奏上』が朝廷に献上され、『今上天皇宝詐万歳』の宝牘が各寺院に奉安された。本樹寺、中山法華経寺等において、宗門あげての祝禱会が修された。天皇制日蓮主義が一斉に開花した如く、宗門の中心的思想として喧伝されるようになった。酒井管長の『久遠の王道』、清水竜山師の『吾祖の我皇室及国体観』が発表されたのもこの時であった。②

酒井管長は、大典奉祝は一般国民として祝うだけでなく本化教徒としての「大法門的奉祝」でなければならぬと強調した。そして、国体の絶対性を説き、法華経と国体の冥合を示す深義法門を開陳した。すなわち法性大靈界の

大神格たる天照太神の魂が代々の天皇に道統連綿と継承される「世界無比の王道」を大いに讚美し、これを「久遠の王道」と規定した。その王道の中心生命は法華経の道理につきているとし、能顕の法法華経は、所顕の大道日本日本の王道の「全価値を証明し、光揚するもの」と位置づけた。「久遠の王道」とは主師親の三徳を円満具足する王位であるとも指摘した。国体の無比の絶対性を法華経によって証明するという主張は、仏の金口を天皇制に従属させ、三徳具備の久遠実成釈迦牟尼仏をなげうって、三徳兼備の久遠の天皇におきかえるものであった。ここから、法華経の所説と国体の聖意とを直接的に合体していく法國冥合論が形成された。例えば③「今此三界皆是我有」は、「王道無外」の極意であり、神武天皇の八紘一字の宣言、建国三綱の養正を示す。これは主徳に当る。④「其中衆生悉是我子」は一視同仁、積慶を示す。これは親徳に当る。⑤「唯成人能為救護」は、日本国体の大道久遠の王道を指し重暉を示す。師徳に当る。といった冥合会通は、断章取義と国体讚美の「己が心」から読み出された典型的な天皇制日蓮主義の見解であった。

さらに宗学の泰斗清水竜山師も、宗祖の国体観を解説し「法國に奉ずる範を示され」た宗祖の精神を継承するよう

述べた。この主張においても、国体の尊厳が万国に冠絶するものであり、八紘一字の運動が今や実現しつつあるという期待が背景にあった。清水師は国民精神作興詔書や教育勅語の説く忠孝、君恩の教えを宣伝し、講演を行なっているが、それは「政治国難・経済国難・思想国難の声かまびすしき時、徒に国難を悲叫する愚を避けて、静に国民精神の根本的培養を期するは本化の大孝道に如かず」^③と考えたからであるといわれる。また「日蓮上人の大理想は、日本を中心とした世界統一主義」と述べつつ、「内治外征一時一所主義」と戦争に向けての「民族総動員」を主張した「新時代の大導師としての日蓮上人」（藤井真澄師稿）^④或いは教化総動員の動きの中で講演した高田恵忍師の「精神作興の根本義」^⑤は、立正大師に基づく信仰の樹立によってこそ、忠孝・信義の徳目を作興しえると説くものであった。もとよりこれらの所論は、いずれも信仰を確立し、伝道宗門としての日蓮宗の発展を願う点から出発したものであることは一応認められる。しかしそれが天皇制権力の政策に絶えず順応し、国民に対する天皇制下における思想善導の媒体となることにあまりに癒着しすぎた結果が、天皇制日蓮主義が強く、形成される拠り所となったといえよう。この天皇制日蓮主義と皇恩奉答体制が形成されつつあ

った過程で、具体化されたものが、大師号直下につづく第二の「天勅」ともいうべき勅額拜戴であり、また同じ昭和六年に挙行された六五〇遠忌事業であった。

勅額拜戴に関しては、さきに若干の私見^⑥を述べたのでここではそれに譲りたいが、勅額拜戴は宗内的には祖廟中心制確立への大きな契機となり、同時に天皇制による公認を一層確固にした意味を持っていた。それはいいかえればひたすら国体のため、天皇のために奉仕し、従属する教団翼賛化に再編成するエポックでもあった。つまり、法主国従から国主法従への転換を刻印した事実を示すものであった。勅額を降賜した天皇制権力にとっては、思想善導政策を国民に培養するために、宗門を天皇制につなぎとめ、宗門を利用して、反国体の動きにたち向わせ、忠君愛国の精神を布教せよとしたのであった。仏祖ではなく天皇に奉仕する教団、政治権力に利用されその犬馬の勞をとる教団の象徴こそ勅額に他ならない。宗祖の書かれた「立正」ではなく、天皇の書いた「立正」であったことがまさにこの事実を表現していた。ともあれ宗門は天恩に感激して、空前の「大慶事」を営んだが、柴田一能宗務総監は皇恩報謝の誠意を実現するために、「進軍の目標は法国冥合」であると主張し、反国体思想への闘いを宣言、天皇による宗

門の國家的承認という光榮に報いる事こそ門下第一の責務である」と述べている。柴田宗務総監はまた民衆仏教たる日蓮宗に勅額が降下されたのは重々無尽の深意がこめられると指摘し、これを「如説修行の色説」といった。^①民衆仏教から皇道仏教への転身、法華至上から国体至上主義への転換を祖廟中心制下で「色説」した現証が、勅額拝戴と勅額拝戴聖旨奉答運動であり、また六五〇遠忌事業でもあった。

(註)

①「日蓮主義」二ノ十一。昭和三年九月十五日付番外論達

②同右。二ノ二四頁

③同六ノ二、一七頁

④同四ノ一、九六〜一〇四頁

⑤同、二一頁

⑥「所報」第三号拙稿「勅額拝戴について」

⑦「日蓮主義」五ノ十、二ノ十頁

3、宗祖六五〇遠忌と歴史的意味

ところで、宗祖六五〇遠忌（以下遠忌とす）事業は一体何を意味したのか。

昭和六年（一九三一）十月十三・四日池上及び身延において遠忌法要が厳修された。池上では臨滅度時の御本尊を

前にして酒井管長は、王仏冥會の実現に邁進する覚悟を披瀝した。身延では「立正」の勅額が奉安される中で「曠古の大法儀」が挙行された。^①

遠忌事業は、昭和幕あけから開始され、教誌『日蓮主義』を昭和二年（一九二七）に創刊し、文書伝道に着手した。同五年（一九三〇）遠忌事務局を設置して具体化を図ると同時に管長・特派・教区布教師による全国的な遠忌布教が実行された。酒井管長は、祥辰の論達において、遠忌が宗祖への「追孝ノ至心ヲ展ブル」だけではないとい、次のように示している。

宗門ノ名ニ於テ營ム所ノ仏事一ニシテ足ラス、特ニ此ノ歳、立正大師宣下十周年に相当ス、伝弘ヲ専ラニスルハ、併セテ皇恩ニ奉答スル所以ナリ。^②

この論達は、祖恩から皇恩への転換を明白に打ち出し、布教の標準を皇恩奉答にあわせることを主張したものである。昭和六年に勅額が下賜されるに及び、この皇恩奉答の気運は一段と高められた。同年十月こそ「宗史まさに一線を画するの此月此日」^③と評された。それは明治以来の仏教の冷遇と試練の時代をすぎて、今や天皇制の臣民権を得天勅を蒙った「王仏冥合拳固受持の妙運」^④が開かれた時代に当ると考えられた。遠忌の挙行は、「皇恩祖徳感応の

妙契」(＝法国家冥合)に他ならなかった。遠忌は天皇の天筆によって宗徒が鞭撻され、天皇の勅命によって意味づけられ、祖廟中心の宗風扇揚も天皇の教示にもとづく^⑧、とさえいわれる程であった。

こうした背景をもつ遠忌は、次の二つの点を志向したと思われる。

その第一は、祖廟中心制を実現していく好機と考えられたことである。すでに大師号宣下に第一の契機を見出し次いで勅額拝戴において、「廟頭の三願」を宣言したが、遠忌はこれらをうけて祖廟中心による宗内統一への基礎固めをする所であった。当時の宗門人の期待もまたここにあった。「御遠忌の記念事業として企画すべき事業は、固より多々あらう。爾かも其の最も至緊にして至要なるものは実に宗門統一の問題である」^⑨「祖廟に集まれ」^⑩あるいは「全宗門が『祖師の下に一』を銘記し其実現に向って努力することを誓ふこと」^⑪などの見解は、祖廟中心への要望を示している。

第二は、「思想国難」に対処し、思想善導の活動を行うことが遠忌の意義と考えられていた点である。田中善立前文部政務次官は、「今や思想・政治・経済の三大国難の高潮に達し、帝国の国礎崩壊せむとするにも不抱、一人の奮

起能く、大聖人の意氣にて此の国難を、打開せむとする者無之は、痛恨至極に存候」^⑫と述べ、遠忌を機に宗門が国難打開にとりくむよう呼びかけている。それは「宗門縮素総動員にて妙法広布、悪思想打破の大運動を起さるる事が意義ある記念事業の一にして、刻下の急務と存じ候」といわれた宗門人の期底に照応するものであった。^⑬昭和に入ってから慢性的になっていた深刻な不景気地獄は、国民生活を押迫し労働争議や小作争議が燃え拡がり、政府は国内の社会不安や経済的矛盾から国民の眼をそらし「帝国の国礎」拡張を大陸に求め、「満洲事变」につき進んだのであった。天皇制政府は、中国侵略にむけて国民の思想動員を大々的に展開し、国体に反する自由主義、民主主義、社会主義的思想を、「危険思想」「悪思想」と断じて、これの撲滅にのり出していた。「思想国難」とは、あくまで国体論者側からの危機感に根ざすものであった。政府は宗教界をテコの一つとして「悪思想」打破を進め、忠君愛国の思想動員に躍起となったのであった。その忠孝の至誠は、立正大師が範を示されたものと解していた宗門は、天皇制政府の承認をバックに、思想動員の一かんとして遠忌を挙行了したもの、といえるであろう。

天皇制日蓮主義にもとづく皇恩奉答体制下で行われた遠

忌は、以上の立場からとりくまれたものであったが、これら国主法従の主流的見解に対し、法主国従の原則に立つて宗祖直參の精神を主張した人々の見解を指摘しておかねばならない。

『日蓮主義』遠忌号に所収されている深見耀宏師の論点は次の通りであった。即ち深見師は、国粹主義の立場にたち、宗祖を大忠臣にまつり上げて得々としている。貧弱な頭では、成功しても思想善導に役立つ程度で、煩悶する暗い心に安心の光明を与へ、法悦に浸らせるような宗教的感激を与えることはできないと述べている。そして「あらゆる宗教を綜合統一する法華経を色読し、釈尊の代官を以て任ずる宗祖を、思想善導に利用するだけに止めて置くのは、あまりに、小さく見くびり過ぎた所業と言わねばならぬ」と指摘している。これは釈尊の代官としての宗祖を世俗的権力の忠君愛国者に歪曲し、思想善導に奉仕しようとしていた宗門に、やや感情的ではあるが厳しい批判を下したものである。深見師はさらに高山樗牛が「丙丁童子の國家主義は、請ふ、去って道学先生と共に是を談ぜよ、吾人の日蓮は則ち与らず」等と述べた言葉を引用して、この言葉は「今の宗門僧俗が口にする様な、國家主義、国粹主義愛國主義を完膚なくこきおろしている」と評価している。

深見師によれば、こうした国粹主義的な宗門僧俗の頭を改造することこそ、六五〇遠忌報恩の意義であるというのである。^⑥

また同号に浅井要麟師は、「日蓮聖人の觀たる國家及社會」と題する論文を発表している。^⑦この論文は、「聖人は仏国土建設運動の魁であり、悪戦苦闘の勇者であるが、世のいわゆる愛國者ではない」という論旨を述べ「るために執筆されたものであった。浅井師はここで次の点を指摘されている。(一)聖人は法華経の指示する仏国土を、この地上に建設しようとして、まず日本国を撰ばれたのであり、聖人発祥の地としての日本国を重視すべきである。聖人は理想の仏国土、正法の國を建設する為には邪法、謗法の國の亡びるのも止むをえないとされたのであり、世にいう愛國者とは選を異にしていること、(二)法華経を國家の上に確立し、まずその基礎に安定を与えることが聖人の第一義且つ根本問題であった。立正安國論の中心も、ここにあり、また聖人が当時の霸道政治を非難し、下剋上の封建制度を弾劾されたのは、いずれも正法を確立することによってのみ改善せられると信じられたこと、(三)聖人が「立正安國」「日本の柱」といわれる場合の「國」「日本」とは、世界に分立する一國家としての単なる日本國の意ではなく、仏

国土は「本国土の意味である。聖人は、「世界とは日本国なり」の立場から、世界の仏国土化を理想とされつつ、その目標を日本国におかれた。その日本国の意を単なる一国家と説くことは、「國家的日蓮主義」となって非難されなければならぬ。「仏教の如き世界的普遍妥当性のある宗教に国境のあるべき筈がない。殊に三界を吾が所有とし、その中の衆生を悉く吾が子とも感じて、慈念止むことなき吾が聖人の救済の範圍を東方の粟散國、蕞爾たる日本国に限るとせば、自ら教を小にし、聖人無限の慈悲を制限せんとするものである。若し不幸にして吾が一乗同信の信友の間に、かかる誤謬に陥るものがあれば、あたら閻浮第一の大教を驅つて、民族宗教化せんとするものであつて、法華經伝弘の将来の爲めに良に悲まざるを得ない」等々。浅井師は、仏国土の普遍性と其の建設にむけての聖人の不惜身命の実踐、法主國従の視点を正當に明らかにしている。この指摘を通じて、國家的（天皇制）日蓮主義と排外的ナショナルリズムを慎重な言辭の中で批判し、宗門に警鐘を打つていと考えられる。とくに「今此三界皆是吾有、其中衆生悉是吾子」の金文をめぐる、先述の「久遠の王道」にみられる排外的國体論と浅井師の普遍的仏国土論はきわめて対照的である。もとより現在、教学上からいって浅井師の

見解の方が正義であることはいうまでもない。しかも社会上からいっても、仏国土顯現によつて「軍國主義もなければ併呑政策もなく、四海泰平、平和と親善に充たされる」という浅井師の指摘の持つ重みは抽象的に把握して済む問題ではない。そこには侵略に直進する政策批判と平和への希求をみることができる。当時は暗い冬の季節であつた。戦争に向けての思想普導が強権によつて押しつけられ、反國体の名目で思想、言論が脅やかされている時、これらの見解を公表することは、極めて勇氣のいることであつた。この背景を理解するならば、二師の主張の意義は改めて評価されねばなるまい。当時の宗門が、これらの指摘を受容した確証は管見の限りでは見ることができない。かえつて昭和六年段階に滿洲軍への慰問金募集、二万余個の「御守」贈呈、在滿戰士身心堅固、國威宣揚國禱會の挙行、慰問使の派遣等、「滿洲事変に對する宗門の第二次対策」^⑧を具体化しており「日本帝國の經濟的生命線」を守るために積極的な協力の勞をとつていた。これ以後宗門は、「滿洲建國」を祝い、「滿鮮布教」を展開する。浅井師が憂慮した國家主義、軍國主義へ宗門の大勢は突入していったのであつた。

浅井師はこの後、遠忌の報恩記念として、「日蓮聖人御

遺文集」を發刊した。ところが、これに対して天皇制権力は、「反国体」「不敬」に該当するとして、強権をもって削除を敵命したのである。それは、宗祖の精神をまつ殺し信仰教義への横暴な抑圧に他ならなかった。これが、いわゆる御遺文削除事件である。

(註)

- ① 『勅額揮戴宗祖六十五遠忌要録』に詳細が集録されている。
- ② 『要録』一八九〜九〇頁。
- ③ 「日蓮主義」遠忌号(六ノ十)巻頭言。
- ④ 同右一頁。管長法話「祖廟中心」
- ⑤ 同右。巻頭言。
- ⑥ 同五ノ一。六一〜二頁。熊田葦城「宗内を統一せよ」
- ⑦ 同六二〜六七頁。柴田嶺秀師は「聖の御墓」「御真骨の御前に御参りすることを述べている。
- ⑧ 同七〇〜七一頁。馬田行啓師。
- ⑨ 同六二〜六三頁。
- ⑩ 同七三〜七四頁。柴田師による「日蓮聖人の剛健の思想と忠孝主義を宣伝」した布教(同、六五頁)や「唯物的、内乱的、亡國的邪見、悪思想の跋扈跳梁」へ獅子吼を要望する意見(江部鴨村、同六四〜五頁)等も同様である。
- ⑪ 同六七〜七二頁。
- ⑫ 同五ノ十。七七〜八四頁。
- ⑬ 同六ノ二、八三頁。

4、御遺文削除事件の事情

「日蓮宗の聖典を

断乎、発禁処分

不穏な字句を發見し

内務省まず削除を敵命」

——昭和九年(一九三四)十一月十日付「東京日日新聞」は、右の大見出しを掲載して、御遺文削除の指示を報道した。さらにこの記事において、「日蓮宗の宗祖日蓮の『御遺文集』に皇室の尊嚴を傷つけるが如き不穏な字句が發見されるに至り、異常な衝撃を各方面に投げている。内務省では事が宗教問題であり、国民心理に及ぼす影響も重大なので断乎たる処分に出る模様」とも記述されている。

この事件は、先述の如く浅井要麟教授著『日蓮聖人御遺文集』(平樂寺書房出版)中・下巻に「不穏字句」があるとし、宗門が難色を示したにもかかわらず、強権を發動して削除にのり出したものである。

これより先、『日蓮聖人御遺文講義』(龍吟社刊)のうち、崇峻天皇御書中の「腹悪キ王」の箇所等に対する削除命令が出されており、『御遺文集』への削除はこれにつづくものであったと思われる。浅井教授のこの著作は、宗祖

六五〇遠忌記念として出版されたわけであるが、「延書・仮名つきの御妙判」として記述されている。前節で述べた如く、浅井師は、宗祖六五〇遠忌をめぐる国体護持・皇恩奉答を軸とする天皇制Ⅱ国家的日蓮主義及び忠君愛国の宗祖像形成に主眼をおいた当時の宗門に対して、遠忌そのものの意義を充分認めながらも、宗祖の精神を法主国従と仏国土建設の視点から正しく位置づけていた。国家権力による削除命令は、同時にこの浅井師における宗祖直参の信仰教學姿勢そのものに向けられたものであった。この事件が宗祖の否定、僭仰の自由の抹殺であるというのも、この点からも領解されよう。浅井教授もこの命令に対して、宗門の根本宝典であるから削除を承諾しない、考慮すると述べたといわれる。一方宗門はただちに対策を講じるため「緇素協議会」を設け、姉崎正治、山川智応、山田三良博士らを中心に協議を行ない、内務省とも接渉した。そして直ちに削除を承諾できないが、国体と聖人を誤解すると困るので、宣伝的性質のものには御遺文中の誤解を招きやすい文句は抜粋しないと進言したという。そこで十二月十日に、一応削除することを見合せ、*「不穩」*箇所^①に当る部分の解説、説話、宣伝をさけることに落ついた。「国体に背かぬ範圍」という限定つき妥協であった。①

宗祖を忠君愛国者とし、ひたすら国主法従、天皇制賛美を唱えてきた宗門にとつては、この削除敕命はまったく予想外のことであった。また、内務省としても今まで宗門を思想善導政策実行のルートとして利用し、*「天勅」*によって公認してきたてまえ、「国民心理に及ぼす影響も重大」と考えざるをえなかった。「御遺文そのものの中に問題があるので、非常に弱っている」（「東京日日新聞」）という内務省の談話はその矛盾を卒直に述べたものであった。また、日蓮聖人は「皇室中心主義の方」だから「釈義に不穩の文句でもあった」（同、池上本門寺談話）というのが宗門の考えであつたらう。「皇室中心主義」という擬装された宗祖像を前提とし、事件の責任を著者に転嫁するこの態度は問題を逆立ちさせているが、少くとも国家側の「御遺文そのもの」という着眼と宗門のいう「釈義」に関する「不穩」という指摘との間には明らかにズレがある。釈義を押し出すことによつて、御遺文への直接介入をさげようとした配慮のあらわれであるという見方も成り立つかも知れない。しかし、そこには権力の介入に対する拒絶の態度が少くともなければならぬ。この事件に関して宗門は、浅井師の見解を客観的には「異端」として斥け、国体に反するかの如き誤解を自ら抹消ないしは秘沈することにより権

力と妥協したわけであった。

しかし、妥協はあくまでそれでしかない。この御遺文削除事件は、まさに侵略前夜の信仰弾圧の事例であった。がやがて、日中戦争が開始されるとますます抑圧が強められた。昭和十三年（一九三八）には、宇都宮日綱著『日蓮聖人自叙伝』のうち二頁が削除される事件が起っている。宇都宮日綱師は、昭和十二年に、「日蓮聖人と日本国」^②を書いており、その中で聖人の国概念を凡国・謗国・靈国の三側面から論じた。これは聖人は「勤王僧」であり「愛国僧」か、という問いかけに対し、「一応は然りと答え、再往は然らずと答える」という立場にたっている。宇都宮師も聖人は「国を念った人だが世間でいう意味の勤王家ではない」と主張している。師における聖人の国概念把握は次の点にみられる。(1)凡国日本 いかにも「御国体」を崇めても現実の日本は「神の国」「理想の国」とはいえない。聖人は宗教の権威を強調し、国体の権威を冒瀆するかの言さえされている。宗教を国家の一道具位に安く考えたり、宗教家が国家に迎合し、被護されて優越の地位につくことを謀るのは誤りである。(2)謗国日本 法華経からみた日本の姿を示すもの、聖人は帰正から謗法を破折された。そして亡国の危機に頻してもそれが反省帰正の動機となるならば、いかなる困難をも欲

迎するかの態度を示されたのである。(3)靈国日本 理想の日本をさす。有徳有力な国家が盟主となって全世界の国家が一致した時に実現される。その盟主たる國家が日本国である。その理由は皇統連綿として不思議な使命を負える靈国であり、皇室は世界統一の理想的王統だからである。靈国が教えを格護することこそ法皇冥合である。——等々。宇都宮師は、皇恩奉答体制の形成に協力しつつつけていたがこうした人でも、その著作の中に「不穩」字句があるとされれば、権力の介入をうけざるをえない一つの例証であった。宇都宮師の見解のうち、(1)及び(2)は浅井師の釈義とほぼ共通の内容を指摘している。ただ(3)の靈国日本論は「久遠の王道」論同様、国体の絶対性、神秘性を説く国体宗学的見解である。つまり、法主国従論と国主法従論の中間に位置するが、その所詮は国主法従の立場に他ならない。最終的には、「靈園日本」として賛美する見解であっても、そのプロセスにおいて「国体の尊嚴」を失う「凡国」「謗国」論がある以上、権力にとっては許しがたい不穩行為と見なされたのであった。いづれにせよ、御遺文削除事件は天皇制権力による破法、破宗行為に他ならない。

この御遺文削除事件とならんで権力によってくわえられた迫害として、曼荼羅国神不敬事件^③がある。この不敬事

件は、昭和十二年に初まり、昭和十六年の責任者六師の検挙、投獄を経て、昭和十七年二十年に至る裁判闘争までの八年余に及ぶ。その意味は、①天皇制権力によって直接には本門法華宗にくわえられた教団弾圧事件にあったこと（波及して蓮門へひろがった）、②神道国教政策にもとずき天照太神不敬の罪に問われたこと、③日蓮聖人の精神を「不敬」とし、曼荼羅御本尊を否定したこと、④戦争に國民をかりたてる精神総動員体制強化の一かんとしてくわえられた迫害であったこと、等であろう。

この事件を論ずる余裕はないが、その発端が兵庫県神職会長徳重三郎らが、真言宗の本地垂迹説、臨濟宗の授戒和讃中の一部とともに、「日蓮宗曼荼羅における天照太神尊号の座配」を不敬として告訴した点にあったことは重視すべきであろう。⑤これは天皇制権力に守られながら国家神道がしかけた仏教全体にわたる攻撃なのであった。それらはまたフアシズム化の潮流の中で激化した。浄土宗が六百年來使ってきた「爾書伝授」のうち「爾」の字が天皇の使用する「御名御爾」への不敬であるとして削除された。⑥龍谷大の教科書「真宗要義」の中にある親鸞上人の文句が不穏とされて改訂をよぎなくされた。さらには新興仏教やひとのみち教団への弾圧⑦、はては天皇機関説や古代史研

究への抑圧等々、信仰、思想の自由が次々とじゅうりんさされていった。フアシズムの風による恐るべき暗い冬の出来事であった。天皇制権力により、蓮門にとってまさに死活に属する御遺文と曼荼羅に対して強権に基づく干渉と弾圧が行われたことは、天皇制権力の宗教に対する本質を明示するものであり、その権力に順応していく宗門のあり方と体質に三思三省がなければならぬはずであった。それは歴史の皮肉であり、歴史の冷厳な教訓なのであった。だがこれ以後宗門のたった進路は、まるで信仰教義への迫害など全くなかったかの如く、破法、破宗の元凶に従属奉仕していく道であった。それは、立正報国運動として推進された。要するに以上の点は、日蓮宗々院教学部発行「現下の諸問題に就て」⑧が指摘するように「滿洲事変の前後以來國家意識の昂揚に伴ふ神道思想の強調と表裏して、仏教のみならず、キリスト教に対しても、その教義に立入って干渉し、國粹的國家主義的宗教であらんことを強要した」結果であった。法主國從、仏本神迹、三十番神勸請天照八幡兩神勸請そして御遺文削除問題等本宗への執拗な干渉は、國家による「出仏身血の罪」であると考えられるのも至当な見解である。同時に、「從來我々は、宗祖の立正安國の本義を枉げて國粹主義的にこれを説き、祖文を斷章取義し

て己義を莊嚴するような傾向がなくなかった。改むべきは宗祖の教義ではなくして、淺薄輕跳なりし我々の態度である」という謗法及び國家の罪への与同の事實を充分反省しなければならぬだろう。

(註)

①この問題に関しては、今後資料の発掘が必要であるが、山川智應『御本尊 遺文問題明弁——日蓮聖人に対する兩般の誤解を正す』(東京信人社發行)が比較的詳しい。

②『日蓮主義』十一ノ五。四ノ十一頁。

③『曼荼羅國神不敬事件の真相』(小笠原日堂著)

④昭和十四年度版『宗教年鑑』五一頁

⑤同右 五八頁

⑥「ひとのみち教団事件に関する調査資料」(社会思想対策調査会調査)が詳しい。

⑦昭和二十二年四月發行。「現下に於ける当局の意嚮態度を示したるもの」と記されている。

5、立正報國運動

立正報國運動は、ファシズム下における日蓮宗門の戦時体制化運動である。即ち、日中戦争から太平洋戦争に至る戦争協力活動を指す。

立正報國とは

立て！命を的に

正しい信念で

報いよ皇國のために

國を挙げて

のスローガンに示される。①昭和十二年九月、望月管長は「拳宗一致報國運動に精進せよ」という論達^②を發し、馬田行啓教学部長は、この論達を布衍して、次の点を指摘した。③(一)立て！命を的に、とは一致報國の念に燃えるわが忠勇無双の皇軍將士に感謝、激励し、出征遺家族に慰問、弔問すること、「銃後にある吾等もまた等しく命を的に銃劍を取って、戦場にあると同じ決死の覚悟をもたなくてはならぬ」というもの。これは所謂「銃後報國」であり、國民精神総動員体制に即応して、身命を賭してその実動に協力しようとする意図を示している。(二)正しい信念で、とは「日支事変」が中國を「膺懲」する「破邪顯正の戦」「大慈悲の折伏」たる「聖戦」であること、「建國の大精神」を發揚し、法國冥合の実現に一步を進めんとする戦争であること、単なる武力戦、經濟戦ではなく、「思想戦」「宗教戦」であること等を認識して、確乎たる信念で聖戦を斗いぬく覚悟をかためる、というもの。ここには、対中國全面戦争を日本帝國主義の侵略とは見ずに「聖戦」として意義づける態度が明瞭である。(三)報いよ皇國のために、とは

「世界無比の尊嚴にして優秀なる国体」を有する「皇国日本」が最高文化を建設する序曲として事変に臨んだこの時こそ、皇国の恩に報いねばならない、というもの。この姿勢は法華経と国体とが一体となって、世界を宗教的・道徳的に指導すべきであるとする法園冥合論が基礎となっている。四国を挙げて、とは「官民一致して、『国民精神総動員』を実施し、国民精神を作興して『挙行一致』『尽忠報国』の誠をいたし、『堅忍持久』以て長期国防に堪へる覚悟と準備」の必要性を強調し、滅私奉公、不惜身命をもって困難に当り、止暇断眠をもって国事に尽さねばならないというもの。これは「宗門あげて」の戦争協力の主張である。要するに、その活動は、「思想戦の折伏陣」④を張る所にあつた。それは、顕正の立場において正法正信の徒を増加し、国体の本義を中外に宣揚し、破邪の立場にて正法正信の普及を妨げる者を折伏し、国体の本義に反する悪思想を排撃すること、であるとされた。「唯物無間、自由天魔、共產亡国、利己凶賊」がその目標であつた。これはフアシズムの民主主義、自由及び生命をも犠牲にする恣意的な支配原理と戦争遂行への先兵の役割を担おうとする意味をもつていた。当時総動員の先頭に立つて産業報国会が組織されており、職域奉公が進む中で、一早く宗教報国の態

勢が形成された一かんでもあつた。この後昭和十五年（一九四〇）内閣情報部と翼賛会文化部の指導下に言論、文学美術等の報国運動が展開されたが、宗教界は日中戦争開始直後から報国運動に着手したわけであつた。立正報国運動は、「立正安国」を「立正報国」に修正し、総動員体制に即応する宗教報国の一つである、という側面を持つ。

立正報国運動は、次の二つの時期に分けられる。

第一期は、「日支事変」から太平洋戦争開始前に至る期間。近衛内閣が中国侵略に伴ない、東亜新秩序の建設、銃後の強化を提唱した国民精神総動員のよびかけに呼応して起した「国民精神総動員立正報国運動」である。宗門は、事変勃発直後、日露戦争の先例にならい「報国義会」を結成した。富川玄快宗務総監は「今や此の国家非常時に臨み国民精神総動員に全幅の協力を惜まざるは、是れ則ち吾が宗足を張り、宗風を揚げ以て理想に邁進する所以であると信ずる」⑤と述べている。これは事変直後に宗教界に対する総動員体制への協力と忠誠を指示した文部次官通牒に應えるものであつた。宗門は、「斯くなる上は、吾等は飽くまで我が国威の顕揚と、皇軍の武運長久を祈り、又銃後の任務を完うしなくてはならぬ」⑥との決意を固め、精神報国の任務を果たすため報国運動に着手した。「（臨時）報国

義会」を組織上の中核とする立正報國運動の第一声は、東京日比谷公会堂における「戦捷祈願会」「国民精神総動員大会」であり、「銃後愛國の熱誠をわき立たせ」^④たという。全国各地でも戦勝國禱会、戦歿者追悼会、皇軍慰問金募集行脚等の銃後の護りが具体化された。外に向つては慰問袋の發送や特派慰問使、従軍僧の派遣が行われた。また「立正報國」「白衣の勇士に贈る」「銃後の護り」「護國の英靈に捧ぐ」等のパンフレットも発行された。管長の報國運動全國親教に従つて、宗門総動員ニュースを紹介する映画布教も行われた。昭和十二年は「拳宗一致翼賛の実を挙げ得た」^⑤年であつたという。

昭和十三年三月の第三十三宗会にて、祖廟中心制度が確立し、望月日謙師が初代の法主兼管長に就任、塩出内局により立正報國運動の第二次活動が推進された。祖廟中心制度は、政令一途、教権一致制の成立を意味したが、同時に拳國一致・堅忍持久の精神で「聖戦完遂」していくための「拳宗一致・翼賛」^⑥体制の確立でもあつた。第二次活動の特色は管長代理の全國巡教が展開されたことである。七月に東日本、九月に西日本を二班ずつ巡教し、「銃後を護る國民を激励」し「僧俗一如の銃後報國」を強調した。^⑦同年六月の中央布教講習会における標題は、「時艱克服立

正報國運動講習会」とされ、時局を認識して報國を訴えることが布教師の第一の任務であるといわれた。これは、布教が法門弘通ではなく、報國宣伝の手段となつたことを示す。この点は「对支布教」として、慰問使、従軍僧、宣撫部員、特務機関部員、開教地布教師等の役割で宣撫伝道に従事した姿にもみることができよう。さらに、報國、托鉢、報國寒修行、報國々禱会などいづれもまず「報國」の目的にそつて宗教活動がなされた。昭和十四年の第一回興亜奉公日には身延山にて國禱会が修され、國運の隆昌を祈願するとともに銃後國民の決意をよびかけた。^⑧

昭和十五年、國家新体制が提唱された。宗門は再び敏速にこれへの即応策を協議し、九月に早くも「宗門新体制準備委員会」を開いている。^⑨これは、「我々は新体制といわれようと生活刷新といわれようと、國策順応の心構へはとつくにできている」^⑩という意見にみる如く、全く宗門の主体性を放棄した「國策順応」の姿勢をとつてきたからである。そこに天皇制の御用宗教に墮した姿を見ないわけにはいかない。ところで昭和十五年は「紀元二千六百年奉賛祝禱会」に始まつた。この奉賛活動にくわえて像師六百遠忌、祖廟中心大法灯会、立正報國運動の四本柱を中心に特派布教師の全國巡教が行われた。この年宗教団体法が実

施され、近衛内閣は大政翼賛会を組織したが、宗門の新体制準備委でも本末解体、宗廟中心が決議され、全蓮門統合の推進が確認された。^④そして昭和十六年三月、日蓮宗、顕本法華宗、本門宗の三派合同が実現し、同時に前年の決議に基づき日蓮宗の本末解体も決定した。このことは、大正初期から大師号、勅額に至る蓮門の統合と六百年来の宗門機構の組織的改定を意味した。これは、蓮門各派の分立や宗内の「為宗会」「本山同盟」以来の対立を信仰教義上から解決したのではなく、あくまで国家新体制、大政翼賛政策を背景とする蓮門新体制、宗門翼賛の具現であるという点を性格としていた。

第二期立正報国運動は、昭和十六年から終戦に至る太平洋戦争期間。新制日蓮宗による「大政翼賛立正報国運動」である。三月の東京大会で、管長は「自分は近衛首相の声明を読んで感奮興起、何か国家の為め一役を果さねばならぬと今回の運動を起した」と述べている。この大会では、「宗祖立教ノ精神ヲ昂揚シ、不惜身命異体同心、以テ八紘一字ノ皇謨ヲ翼賛シ、大東亜共榮圏ノ確立ニ協力邁進センコトヲ期ス」という決議をしている。また宮城遙拝行進に参加した三千余名は、手に手に「不惜身命」「異体同心」「大政翼賛」「臣道実践」の小旗を捧げたという。^⑤これ

は、春季彼岸を「立正報国挺身週間」とし、宗門全教師を動員して不惜身命の報国精神を徹底させ、異体同心の報国行動を強化する方針の具体化であった。この年は京都、大阪等五大都市に「武運長久・護国英霊の慰霊」が修された。^⑥

昭和十七年、戦争が苛烈になるに従い、宗門は従来の精神報国、銃後報国だけでなく、進んで協力態勢を強化した。第二期の運動の代表的なものは、「軍器献納運動」であろう。これは、仏、キ、教派神道三教合同で、計百万円を集め、陸海軍へ飛行機を献納することを計画したものである。昭和十七年、献納機八台に「宗教報国」「報国」と命名された。^⑦本宗はこれに協力するのみならず、独自に「三〇万献納運動」を行なった。^⑧酒井管長を先頭に献納訴えの巡教がなされ、各寺院に負担額を定めた。同年七月の大阪、和歌山、奈良の立正報国大会では、管長の「軍器献納に関する御決意」に促され、次の決議をした。「立正報国運動ノ本年後実施目標トシテ『軍器献納運動』ハ最モ時機適切ナル報国運動ナリト信ズ。仍テ我等ハソノ目的達成ノ為メ、異体同心、確乎タル決意ノ下ニ負担額以上ノ成績ヲ挙ゲンコトヲ誓ヒ、以テ報国ノ赤誠ヲ致サンコトヲ期ス。』^⑨これらの結果、五〇万が集金され、同昭和十

七年十二月八日、開戦記念日に陸海軍へ各十五万(三機分)献金とした。翌十八年九月第四回航空記念日に、羽田日比谷で命名式が行われた。陸軍機三機にはいづれも「立正報国」号、海軍機は第一、第二、第三「立正」号と命名された。^③

大本營の発表に

感激あつき一億が

戦果に応へ燃え上る

銃後のまこと示さんと

ささげし翼報国号

「報国の翼」(陸軍省制定)は、こうした各職域の報国運動によって献納された//銃後のまこと//を歌ったものであった。

この時期には、もう一つ「立正報国信行会」の結成が注目される。これは、「日本国体の本義、皇国に生れた有難さ、臣道実践の目標、大詔奉戴のための修養」が、宗祖の教えに見出せるという立場から、戦う銃後の戦士を錬成し聖旨に奉答することを目的にした。その「教案要綱」にも僧俗一体、挙宗一致による聖戦完遂の報国体制確立をうたっている。各地区信行会では、「八紘為宇の皇謨を腹の底から自らの信念」とする錬成、信行がなされた。^④教義、

布教、そして信行もまた「聖戦完遂」の手段として活用されたのであった。終戦直後日蓮宗々務院教学部が布教参考資料として発行した「現下の諸問題に就て」^⑤は、日本の敗れた原因として、仏教排斥政策をあげ、これを「國家の犯せる謗法の罪」としている。そして、この「無謀なる戦争」に対し「専ら祖國の戦勝を祈るに誠心を傾注」したことは、宗門の怠慢と無力の致す所であり、仏祖に対し國家に對し深く懺謝せねばならない、國家諫曉をしなかったことは「懺汗肌を湿す」思いであると戦争協力の責任を反省している。この立場が戦後宗門の世論にならなかつたことはあるにせよ、教団としての戦争責任の反省と立正平和を一層追究する姿勢を明確にすることが要請されよう。それは、宗祖直參の信仰教学の樹立、教団史の再把握と無縁ではない。

(註)

①昭和十二年十月発行パンフレット「立正報国」、「日蓮主義」

十一ノ十一(立正報国号)、若干の検討については拙稿「大東亜戦争下における日蓮宗の動向」(所報第二号)

②「日蓮主義」十一ノ十一、二ノ三頁、

③同右、四ノ十頁

④同十四ノ四、四ノ七頁。同十二ノ十一栗塚慶俊「聖戦の意義」(四ノ七頁)

- ⑤ 同十一ノ十、三五頁。
- ⑥ 同十一ノ九、五頁「北支事變と吾徒の覺悟」
- ⑦ 同十一ノ十二、二五ノ七頁。
- ⑧ 同右、望月管長法語。
- ⑨ 同右。
- ⑩ 同十二ノ十一、十二ノ五頁、同十二ノ十二、十頁。
- ⑪ 同十三ノ十、四八頁。
- ⑫ 同十四ノ十二、十九頁。
- ⑬ 同十四ノ十一、七頁、「新体制と我が信徒の覺悟」
- ⑭ 同十四ノ十二、四ノ七頁。
- ⑮ 同十五ノ五、二六ノ七頁。
- ⑯ 同十五ノ七、四四頁。
- ⑰ 同十六ノ十一、四四ノ五頁。
- ⑱ 同十五ノ十、五五頁。
- ⑲ 同十六ノ八、二四頁。
- ⑳ 同十七ノ七、九頁。
- ㉑ 同十六ノ十二、四ノ十九頁。